

自然公園のあり方検討小委員会の設置について (案)

平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則 (平成 1 3 年 1 月 1 5 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。) 第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、自然公園のあり方検討小委員会を置く。
- 2 自然公園のあり方検討小委員会は、今後の自然公園のあり方について検討を行う。
- 3 自然公園のあり方検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。